

令和元年度
令和2年度

豊橋市健全化判断比率の
訂正に伴う審査意見書

豊橋市監査委員

4 豊監査第 32 号
令和 4 年 8 月 24 日

豊橋市長 浅井由崇様

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

令和元年度及び令和 2 年度決算に基づく
健全化判断比率の訂正に伴う審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和元年度及び令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率の訂正に伴う審査について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和元年度及び令和2年度決算に基づく 健全化判断比率の訂正に伴う審査意見

1 審査の対象

令和元年度及び令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち将来負担比率の訂正について、その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月16日まで

3 審査の方法

市長から提出された訂正後の将来負担比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、豊橋市監査基準に準拠して、決算諸表その他の関係証書類と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の将来負担比率は、適正に算定されているものと認められた。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に作成されているものと認められた。

記

[健全化判断比率]

(単位：%)

項 目		令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
将来負担比率	訂正前	46.4	51.4	350.0
	訂正後	42.4	50.8	

令和元年度、令和2年度の訂正後の将来負担比率について、いずれも早期健全化基準を下回っている。